

緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則

緑化センター条例施行規則（昭和58年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休所日)</p> <p>第2条 岩手県立緑化センター（以下「センター」という。）の施設で別表に掲げるもの（以下「センターの施設」という。）の休所日は、<u>12月29日から翌年2月末日まで</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(開所時間)</p> <p>第3条 センターの施設の開所時間は、<u>3月1日</u>から9月30日までにあっては9時から17時までとし、10月1日から<u>12月28日</u>までにあっては9時から16時までとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(休所日)</p> <p>第2条 岩手県立緑化センター（以下「センター」という。）の施設で別表に掲げるもの（以下「センターの施設」という。）の休所日は、<u>12月15日から翌年3月14日まで</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(開所時間)</p> <p>第3条 センターの施設の開所時間は、<u>3月15日</u>から9月30日までにあっては9時から17時までとし、10月1日から<u>12月14日</u>までにあっては9時から16時までとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。